

2025 年 11月10日

株主の皆様へ

マルハニチロ株式会社

株式分割及び株主優待制度に関するよくあるご質問

当社は、本日開催の取締役会において株式分割及び株主優待（新社名記念）制度の導入を決議いたしました。株主様により深くご理解いただくため、「よくあるご質問」をご用意いたしました。

<株式分割について>

Q1. 株式分割を実施する理由は何ですか？

当社株式 1 株につき 3 株の割合をもって株式を分割し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としています。

Q2. 資産の価値に影響を与えないのですか？

株式分割の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がご持ちの株式の資産価値が変わるものではございません。ご所有の株式数は 3 倍に増加しますが、1 株当たりの純資産額は 3 分の 1 に減少します。

Q3. 株式分割で所有株式が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか？

ご所有の株式数は 3 倍になりますが、1 株当たりの配当金が 3 分の 1 となる予定ですので、今後の業績変動など他の要因を除いて、お受取りになる配当金の総額に本分割が影響を与えることはございません。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

株主様が当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございませんが、下記の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

【単元未満株式の取扱い】

株式分割後の 100 株未満の株式は「単元未満株式」となります。単元未満株式と単元株式との間の大きな相違点は、単元未満株式については、取引所市場で売買できないこと、及び株主総会での議決権が無いことです。単元未満株式についても、引き続き株式を所有し続けること、及び配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また、単元未満株式をご所有の株主様は、下記の制度をご利用いただくことが可能です。

①単元未満株式の買増制度（100 株への買増）

株主様が所有する単元未満株式と合わせて 1 単元（100 株）となるよう、当社株式を売り渡すこ

とを当社に対し請求できる制度です。

②単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定にもとづき、株主様が所有する単元未満株式を買い取ることを当社に対し請求できる制度です。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主様は、口座をお持ちの証券会社にお問い合わせください。特別口座で株式をご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社までお問い合わせください。

なお、単元未満株式をご所有でない株主様は、当社やお取引の証券会社等に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。

Q5. 株式の売買停止期間がありますか？

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・所有株式数でのお取引は 2025 年 12 月 26 日（金）までとなります。12 月 29 日（月）からは調整後の株価及び新しい所有株式数でのお取引となります。

なお、単元未満株式の買増請求停止期間は 2025 年 12 月 16 日（火）から 2025 年 12 月 31 日（水）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には 2025 年 12 月 30 日となります）、買取請求停止期間は、2025 年 12 月 25 日（木）から 12 月 31 日（水）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には 2025 年 12 月 30 日となります）です。

Q6. 最低投資金額への影響はありますか？

最低投資金額は、理論上 3 分の 1 となります。

（ご参考）株式分割前の当社株価が 3,000 円である場合の試算

株式分割前の最低投資金額 300,000 円（株価×単元株数）

株式分割後の最低投資金額 1,000 円（株価）×100 株（単元株式数）＝100,000 円

Q7. 所有している株式数と議決権はどのようにになりますか？

個々の株主様の株式分割後のご所有株式数は、2025 年 12 月 31 日時点の株主名簿に記録された株式数に 3 を乗じた株式数となります。また、議決権数は株式分割後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式分割の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
例①	100 株	—	1 個	300 株	—	3 個
例②	50 株	50 株	—	150 株	50 株	1 個
例③	160 株	60 株	1 個	480 株	80 株	4 個

・ 例①に該当する株主様は、特段のお手続きの必要はございません。

・例②及び例③に該当する株主様は、単元未満株を所有されております。単元未満株式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がございません。また、ご希望により単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

なお、2026年1月下旬に「株式分割手続き完了のお知らせ」を株主の皆様へ郵送します。株式分割後のご所有株式数につきましては、当該通知でご確認いただけます。

Q8. 株式分割のスケジュールを教えてください。

2025年11月10日（月） 取締役会決議日

2025年12月26日（金） 現在の株価・ご所有株式数での当社株式売買の最終日

2025年12月31日（水） 株式分割の基準日

2026年1月1日（木） 株式分割の効力発生日（実施日）

2026年1月下旬 株主様へ「株式分割手続き完了のお知らせ」を発送

◆株式分割に関するお問い合わせ先◆

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

＜株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関＞

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

電話：0120-232-711

（土・日・祝祭日を除く平日、午前9時から午後5時まで。）

＜株式優待(新社名記念)制度について＞

Q1. 株式優待制度を再導入する理由はなぜですか。

今般、「Umios 株式会社」に社名を変更するに当たり、株主の皆様への日頃の温かいご支援に対する感謝の意を表するとともに、より多くの株主の皆様にご所有いただき、新社名の認知向上や新しいパーパスへの理解を深めていただくことを目的に、新社名記念株主優待を実施することといたしました。

Q2. なぜ株主優待の実施が中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）期間のみなのですか。

当社は、株主の平等性確保の観点から、2022年の発送を以て株主優待制度を廃止しており、以降、配当などによる直接的な利益還元を推進し、4期連続で増配を継続してまいりました（2022年3月期～2025年3月期）。当社の第三創業としてスタートする今中計期間は、株主の皆様により新社名を認知していただくための重要な期間であることから、社名変更記念株主優待制度を導入いたしました。

なお、株主還元方針としては、今中計期間中、配当性向 30%以上（累進配当）としております。引き続き今後とも株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置付け、企業価値の向上に取り組んでまいります。

Q3. なぜ、500 株以上保有株主は通ギフトカードではなく、「マルハニチロダイレクト」を通じた商品の提供としたのか、理由を教えてください。

当社通信販売サイト「マルハニチロダイレクト」では、当社社員が世界中で目利き・調達した水産物をはじめとした多様な商品を取り扱っております。「マルハニチロダイレクト」だからこそ提供できる商品をより多くの株主の皆様にご提供いただき、当社事業への理解を深めていただくことを期待して、当社商品を優待品として選定いたしました。

Q4. 2025 年 11 月現在、当社株主を 100 株所有している場合は、どの優待が対象となるか教えてください。

2025 年 12 月 31 日を基準日として当社 1 株につき 3 株の割合をもって株式を分割するため、2025 年 11 月現在で当社株式を 100 株ご所有されている株主様の場合、2026 年 1 月 1 日（効力発生日）を以て所有株数は 300 株となります。2026 年 3 月末時点で変わらず同数の株式を所有されている場合、所有株数は 100 株以上 500 株未満に該当するため、「Umios オリジナルギフトカード」を進呈いたします。

以上